

「第1回逗子市まちづくり懇話会」会議報告

開催日時 昭和62年8月1日(土)
午前10時～午後0時20分
場 所 庁議室

*出席者 8名

相磯富士雄委員 佐藤孝治委員 篠原修委員 鈴木英人委員
長谷川善和委員 中村實委員 高橋志保彦委員 田村明委員

*欠席者 小林重敬委員、武内和彦委員、長島孝一委員、藤原一繪委員

1 会議次第

- 1 市長あいさつ 別添「市長あいさつ」のとおり
- 2 辞令交付
- 3 委員自己紹介
- 4 要綱説明 別添「逗子市まちづくり懇話会の設置および運営に関する要綱」について事務局より説明
- 5 会長、副会長選出 会長に田村明委員、副会長に長島孝一委員が選出されました。
- 6 会長あいさつ
- 7 昨年度の懇話会、部会からの提言説明
別添「昭和61年度逗子市まちづくり懇話会等提言の概要」について事務局より説明
- 8 懇 話

2 懇話会で決定された事項等

1 部会の設置について

懇話会の話し合いの中から政策テーマを設定し、必要があれば部会を設置することになっております。今回、部会の設置の件が話し合われ、まず、「環境管理計画策定部会」が設置されました。

「環境管理計画策定部会」

本市のかけがえのない財産であり資源である自然環境を、将来にわたり保全・利用し、次の世代に引継ぐための環境管理計画について、昨年度の提言を踏まえて、さらに、計画策定のための具体的な手法の検討などをしていく必要があるという事務局からの提案があり、設置が承認されました。

また、部会員として会長から推薦されましたのは武内和彦委員、藤原一繪委員のお二人です。

市民・市職員は、公募します。

2 懇話の進め方について

懇話を進めていくにあたり、そのきっかけづくりとしていずれかの委員さんより30分程度専門分野のお話をしていただくことになりました。

まず、今回新たに加わられた委員さんからということで、次回の懇話会で、相磯富士雄委員に「プライマリヘルスケア」についてお話をしていただきます。

3 第2回の懇話会開催について

開催日時	昭和62年9月21日(月)
	午前10時～正午
場 所	市役所 3階 庁議室

返子市まちづくり懇話会
会 議 次 第

昭和62年8月1日(土)
午前10時～正午
返子市役所 庁議室(3階)

- 1 市長あいさつ
- 2 辞令交付
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 懇 話

逗子市まちづくり懇話会

市長

田村明委員

相磯富士雄委員

高橋志保彦委員

佐藤孝治委員

中村實委員

篠原修委員

長谷川善和委員

鈴木英人委員

志村総務部参事
(企画担当)

欠席者

小林重敬委員
武内和彦委員
長島孝一委員
藤原一輪委員

事務局

逗子市まちづくり懇話会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
相 磯 富士雄	東京学芸大学教育学部教授
小 林 重 敬	横浜国立大学工学部教授
佐 藤 孝 治	(社)神奈川県地方自治研究センター専任研究員
篠 原 修	東京大学農学部助教授
鈴 木 英 人	イラストレーター
高 橋 志保彦	高橋建築設計事務所代表取締役
武 内 和 彦	東京大学農学部助教授
田 村 明	法政大学法学部教授
中 村 實	横浜銀行産業文化財団事務局次長
長 島 孝 一	横浜国立大学工学部講師
長谷川 善 和	横浜国立大学教育学部教授
藤 原 一 繪	横浜国立大学環境科学センター助教授

敬称略・五十音順

市長あいさつ

皆様、おはようございます。昭和62年度逗子市まちづくり懇話会の発足にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。先生方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、感謝致しております。

逗子市まちづくり懇話会は、昨年度初めて設置いたしました。この懇話会の当初の目的は、逗子のまちづくりをこれから進めるに当たって、市民と専門家の皆さん、そして市職員の三者が一体となって政策形成をしていく、そういう味の違った三者が、ごった煮を作り出して独特の逗子なりの味を出していったらどうかということで、政策形成への市民参加を目的としてつくらせていただいたわけです。期間も短いこともございまして、諸先生方にもご迷惑をかけたなかで、素晴らしい成果をあげたわけでございます。

昨年度の成果を元に今年から、来年、再来年、そして将来の逗子のまちづくりに向けて今後とも、この様なやり方で市民自治の形成に努めて参りたいと存じます。

今回は62、63年度と2年間を目途にしておりますけれども、この懇話会を更に発展的に続けさせていただきたい。そういうことで、皆様にまちづくり懇話会の委員をお願い申し上げました。

さて、まちづくり懇話会の方向でございますが、新しい先生方もおられますので、まず、昨年の懇話会のお話をさせていただきます。昨年は、3懇話会、5部会を設置いたしました。まちづくり懇話会、情報公開制度検討懇話会、公共施設等市民利用検討懇話会です。まちづくり懇話会の中に公共施設設計検討部会、環境資源政策検討部会、環境管理計画策定部会、地域情報ネットワーク研究部会、ボランティア研究部会がございまして、これはまちづくりの基本となる概念づくりを目標としておりますので、各分野に亘ってご検討願うということでした。専門家の皆さん、公募による市民の皆さん、若手を中心とした市の職員の各5名ずつで、三者の対等の参加ということで議論をいろいろとさせていただきました。その結果、各部会からご提言をいただいております。ボランティア研究部会はこれから出てきますが、すでに情報公開制度につきましては、情報公開とプライバシーの保護、これを中心とした条例案の調査委託を本年度すでに始めております。これは、具体的な成果としてださせていただいております。

毎年、年度当初に各部とヒアリングを進めておりますけれども、この中でご提言が

ございました公共施設の管理につきまして、管理公社的なものを作っていたらという発想をヒアリングで出しております。

また、プロジェクト、或いは研究グループの課題につきましても、各々部会の提言を元に設置していただいたという部分もあります。そういう意味で、具体的な政策課題の選定ということも含めて成果をあげております。

最近ですが、この部会に参加されました市民委員の皆さんの中から、提言のその後の進捗状況、或いは今後のまちづくりということをいろいろ見渡しながら、OB会をつくりたいという動きも出ています。これもまた私にとっては、有難い方向ではないかと思えます。そういう意味におきまして、昨年大変難しい状況の中で進めていただきましたまちづくり懇話会が、今後着実にまちづくりの中で根付いていくように私なりに努力して参りたいと思えます。また、先生方にも是非この方向でご尽力いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、本年度のまちづくり懇話会について、私の方から目標にすべきこと、或いはこれからの総合計画等の関連につきまして、意識しておきたいことなど、いろいろお話しておきたいと思えます。

第1点は、昨年の成果といたしまして、提言集が出されております。これは、田村先生からも大変ご批判があったところですが、昨年は各部会が個々独立に話を進めるというような要綱上の設定になっておりましたために、各部会ごとの連絡、総合化ということが比較的にできないで過ぎてしまいました。これは大変残念であったと私も反省しております。

今年は、各部会で検討していただきました提言を元に、全体像を作って総合的な視点から再検討ということが一つ問題になろうかと思えます。そういう検討の中から、総合的な課題の抽出ということをまずやらなければならないのではないかと。これは昨年、最も欠けていた私どもの配慮のないところであったと反省しているところです。

是非本年は、総合的な視点から課題の抽出、あるいは話題の進め具合をしていただきたい、かように考えているところです。従いまして、昨年と違いまして本年度は、未だ部会の設定はしておりません。まず、まちづくり懇話会で皆様にご検討いただきまして、総合的な視点から部会をどのような形で、どのようなテーマで設定していくかということをまず検討していただきたい。ただ、そう申しましても、私どもで方向性を全く申し上げないというのは申し訳ないので、私なりに幾つかの方向というもの

を意識しているということをお話させていただきまして、ご検討いただければと考えております。

私は、概ね3つの大きな方向があろうかと考えております。

逗子の現在おかれていますまちの状況からしても、大きな問題としまして、自然環境、社会環境をどのように保全し、利用していくか。それをまちづくりの中でどのように役立てていくかということがあろうかと思っております。言うなれば、環境政策の確立ということなのです。

2番目は、再来年逗子は、65歳以上の高齢者人口が14%を超えます。高齢社会に後2年で到達するということですが、これは県下の市では、最初です。こういう状況になりますと、高齢社会の在り方ということが各市でも話題になっておりますが、逗子においては特にこれが顕著で、進み方が激しいということです。年0.5%以上のペースで進んでおりますので、これに対する対応が非常に問題であろうかと思っております。ですから、高齢社会の在り方についての方向づけが特に必要ではないかと考えております。

3番目は、環境及び高齢社会を考えた場合に、まちの活性化、或いは息遣いというものはどうなるのか、この点が非常に問題になってくるのではないかと思います。静かなまち、高齢者が安心して暮らせるまちだけでは若い人達は満足できない。或いは社会としての生き生きした姿が取れないわけですから、この様なまちの中で、活性化をどのように考えていくべきか。

この様な3点の大きな課題設定をいずれにしろ考えなくてはいけないのではないかと。そういう中で、それぞれの課題設定が成されると思っておりますけれども、幾つか申し上げておきたいことがあります。

まず第一に環境政策の確立について申しますと、昨年のもちづくり懇話会でもかなりお話をいただきながら十分な概念形成に至っていない環境管理計画、環境資源の適正な管理と活用ということについては、今後は是非すすめていかなければならないのではないかと。むしろ市民参加、或いは専門家の立場からも検討ということで、この様な方向を是非生かしていきたいと考えています。

次は、昨年公共施設設計検討部会で議論になりまして、私どもの認識が足りないと反省させられました都市景観、アーバンデザイン、こういう点についての行政的な方向づけ、これは現代、近未来の社会において非常に重要な要素になってくると思いま

す。

特に逗子は、自然環境、社会環境ともそれなりのものを持っている、埋れた資源の大変多い都市だと考えておりますので、都市景観を今後どのようにしていくのか。景観というただ見るというだけと私も当初思っていたのですが、むしろデザインの観点からもう一度捕え直していったらどうかという問題意識を持っています。

それから環境政策において欠かせないことは、環境と市民生活の結合をどうするかということだと思います。これは環境資源政策の中でもアイデア等も含めてご提言いただいたところですが、私なりに申しますと、逗子の森を生かした森業、海を生かした海業、こういうものを市民生活の中にいかに展開していくかというのが非常に大事になってくると思います。

この様な環境政策の確立の問題につきましては、環境管理計画、都市景観の形成、環境と市民生活の結合ということで森業、海業の展開、こういうものを私としては問題意識として設定していきたい、このように考えています。

それから、高齢化社会ではなく高齢社会の観点から私なりの位置付けをしていきたいと考えています。

1つは、高齢者問題は福祉なのかということです。私は、もはや高齢社会は福祉ではないと考えています。高齢者は、社会的にいろいろと経験を積んでいる方で知識経験も積んでるし、時間を有効に使える立場にあります。

また、逗子では、老人クラブの組織率が50%をきりました。聞きますと、自分が老人として扱われるのがイヤだということです。歌と踊りで時間を過ごすのではなく、普通の市民、人的資源として高齢者の方々がまちのなかに登場してくるという時代であらうと思います。

高齢者問題は、福祉ではなく、むしろ教育ではないか。つまり、リカレント、社会参加、そういう方向から市民としてその活力をまちづくりの中に生かしていく時代になったと考えています。福祉ではない高齢社会のありかたをまず問題意識していただきたいと思います。そうは言っても高齢者が増えることは、社会的なハンディを負った人、或いは弱者が増えることで、それでは福祉としてどう考えていくべきか。地域福祉、中間施設等の問題もありますが、地域におけるこういう方々の生活を豊かにしていく問題、それに総合福祉だと思います。これは、高齢者だけではなく一般のハンディを持った全ての方々に、我々健常者と同じ社会的ステータスをもって生活してい

ただくためのいろいろな手段、政策だと思えます。こういうことを地域福祉、総合福祉の視点からもう一度見詰め直していくべきではないか。これは、先程お話ししました森業、海業にも関係いたします。

それから、地域医療施設の充実が非常に叫ばれています。ご存知のとおり逗子、葉山地区には総合病院がありません。高齢者が成人病、心臓疾患、脳疾患ということで救急救命が非常に大きな問題になってくると同時に、恒常的に病院にかかる方々が増えていますから、総合的に医療を受けられる、或いは総合的で、かつ、高度の医療を受けられるシステムは何だろうということを、可及的速やかに進めていく必要があると考えております。そういう中で、地域医療の在り方、総合病院を作る方向で持っていくのか、これは私なりの考え方もありますが、方向づけとしてはそういう問題を設定していく必要があると思えます。

最後に、こういう環境政策、高齢社会ということ踏まえて逗子の活性化ということになってきますが、私は都市の活性化を担うのは市民自身だと思えます。逗子は、市民自治が非常に活性化されているまちですので、市民の皆さんの参加と創造ということを進めてく必要があると考えています。そういう意味で、ボランティア活動、市民自治の活性化を今後行政としてどのようにとらえていくか、市民の皆さんもそれをどのように繋いで大きく育てていくかが第一点目に問題になるところです。

それから、活性化からいうと逗子の特徴は商業で、工業はありません。市の財源等においてもはっきりしています。逗子においては、商業の地盤沈下は避けがたく今進んでおりまして、これの活性化、或いはまちの活性化ということが、非常に大事だと思われま。しかし、商業を単に商業として活性化することだけで済むのかというと、私はそうではないと思えます。これは、最近横浜、川崎などどこでも商業の活性化をやっておりますから、単に商業の活性化をしていくだけでは、他のところと平行的に進むということで、格差はちっとも縮まらない。ですから私は、活性化といった場合は文化的な活性化、つまり逗子はどこからでも人が来たくなるまちになるような環境資源政策の展開、或いは文化政策の展開という意味での活性化があると思えます。

それともう一つは、情報化社会に対応して、今後通勤というものがどういう形態になってくるのだろうか。私はむしろ逗子のようなハイステータスなまちでは、インテリジェント化していくことによって、サテライトオフィスを逗子に持ち込むというこ

とで、商業だけではなくてむしろ産業的な要素をまちの中心、或いは環境の良いところに持ち込むことによって昼間人口を増やしていくことも大事だなと思います。

そういうところで、情報化社会によって仕事をしていく中で環境は非常に大きな要素ですから、逗子の環境を踏まえた上での情報化社会対応ということでもまちづくりの活性化を図っていくということ。商業と情報産業との結合ということも活性化の点から考えていかなければならないと思います。

それから、今年ライフサイエンス構想というのを outsizing させていただきました。これは、池子弾薬庫の森が非常に自然度が高い、また、弾薬庫として使われていた非常に大きいトンネルがありまして、これを平和的な利用に転用できるのではないかとということで、基礎的な調査を委託しておりましたけれども、あの森を遺伝子資源としてそのまま保全していく、また、トンネルをシーズバンク・種子銀行として利用していくということで国際的なライフサイエンスの拠点として逗子の森が機能していく要素があるだろう。こういう調査結果が出ております。

そういう意味で私は、ライフサイエンスパーク構想を軸として、逗子を国際的な学術交流の拠点として展開していく要素があるのではないかと。或いはそういう方向づけで今後まちづくりを考えていく必要があるのではないかと考えております。

ライフサイエンスパーク、学術交流拠点ということはこのまちの中に設定していくことによって、まちの活性化を別の面からも図っていく。これはある意味では国際化に対応したものになると思いますが、そういう問題意識を持っていきたいと考えております。

都市の活性化としては、ボランティア活動とか市民自治の活性化、情報化社会に対応した活性化、国際化等も含めたライフサイエンスパーク構想による活性化、そういう方向づけをしていきたいと思っています。

以上、昨年の懇話会の経緯等も踏まえまして、私なりに問題意識を整理してお話させていただきました。これはそれぞれ大きな問題であろうかと思います。

まちづくり懇話会を設定させていただいたのは、コンセプトを作っていく、つまり今迄無かった考え方、無かった視点でまちを考え作り出していくということを是非やりたいということがありますので、短期的な目標の設定は大事ですが、出来ること、これからやらなければいけないことを分けながら新しい概念づくりに具体制を与えていく、こういうことをこの懇話会で進めていただければ幸いです。

今回お願いいたしました諸先生方は、専門分野で造詣が深く、かつ、多方面で活躍なさっている先生でございます。また、人選といたしましても、いろいろな分野の方々にお願いしております。そういうことも加味いたしまして、新しい概念づくり、新しいまちづくりを大変期待しているところでございます。

大きな課題ばかり申し上げましたが、これは私の問題意識でございます。こういうことを片隅においていただきながら、皆さんの自由で中身の深い議論を今後展開していただきまして、まちづくりのために是非役立たせていただきたい。こういうことをお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。

昭和61年度逗子市まちづくり懇話会等提言の概要

懇話会等	基本方針	検討・研究事項	提言	課題と問題点など
<p>公共施設設計検討部会</p>	<p>目標</p> <p>公共施設は、市民による市民のためのもので、そこは人々が集まり、遊び、溜り、馴染み、憩い、商う空間である。</p> <p>目標達成の視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加、地域特性 2 専門家の意見、助言 3 学習、推進組織 4 計画、事業 	<p>都市景観形成指針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市景観、都市形成の特色を生かす。 (1) 地形条件、地形の複雑さをわきまえ、自然の豊かさを生かす。 (2) 都市形成の特徴、歴史的景観要素を生かす。 2 都市形成上の制約条件をわきまえ、都市景観形成を考える。 (1) 都市基盤施設整備の立ち遅れなどの制約条件をわきまえ、整備を進める。 (2) 既存公共施設のマイナスイメージを除去し、公共施設整備水準の上昇を図る。 3 都市景観形成に先導的役割を果たす公共施設より始め、順次、準公共施設、民間施設に及ぼしていく。 4 公共施設を中心に、都市景観面で配慮する。 例・公共建築物、準公共建築物……外構、緑地 ・道路を中心とした街並み ……電柱の撤去、街路空間の緑化 ・海岸、河川、斜面緑地……海岸軸、河川軸 5 基礎的調査を行い、専門家の意見を取り入れる。 6 具体的な都市景観形成をまず始める。 7 都市景観形成モデル地区として、駅前地区、東郷通り、河川軸、海岸軸地区を指定する。 8 事業展開が容易な地区、施設、市民に身近な、且つ大切な要素から始める。 9 市役所内に事業を推進する体制をつくる。 10 都市景観形成に市民参加に基づく組織をつくる。 11 総合的調整システムを考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理計画との関連 ・環境資源としての森の保全 ・駅前再開発 ・逗子海岸整備 ・都市景観情報と地域情報ネットワークとの関係
<p>環境資源政策研究部会</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 海の保全と適性利用 <ol style="list-style-type: none"> 1 新宿地区の整備構想 2 小坪地区の整備構想 ア漁港基盤の整備 イ海洋レジャー基盤の整備 2 森林の保全と高度利用 <ol style="list-style-type: none"> 1 山林の整備 2 山林及び市街の緑の保全 3 森林などの適性配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿地区、小坪地区の海を実態調査し、マスタープランをつくる。 ・「逗子海浜条例（仮称）」の策定を検討する。 ・海浜公園化、養浜計画、海浜美化、修景計画、海洋レジャーの基地等について、検討する。 ・漁港の多目的利用、災害対策、水産振興計画、都市再開発、漁港周辺の活用、魚介類の供給システムを検討。 ・海面利用の秩序保持、市民と利用者間の共存共栄を目指す。 ・地域の自然を守るという理解のもとで、山林の整備にボランティアの協力を得る。 ・緑化を推進していくためには、樹林地の形成に対する市民の協力システムを確立する。 ・目的に適した区域を定め、森林機能施設を適性配置し、整備していく。 ・農園と公園の機能を併せ持った「市民ガーデン」造りの計画をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海面、海浜の利用のあり方 ・公有水面の埋立による入り浜権 ・海面利用者の利害関係 ・山林整備の作業者が皆無 ・緑の保全体制のあり方（例；グリーン基金）

懇話会等	基本方針	検討・研究事項	提言	課題と問題点など
環境管理計画策定部会		<p>1 環境の対象と目的</p> <p>2 環境管理計画の基本構成</p> <p>3 環境管理計画の内容及び性格</p> <p>4 市民、事業者及び行政の役割と責務</p> <p>5 計画の対象地域及び期間</p> <p>6 環境管理計画の策定と運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健全で快適な生活環境づくりを市民の関与により具体的に図っていくための計画フレームを設定する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 良好な自然環境づくりをする。 (2) 健康で安全な生活環境づくりをする。 (3) 潤いと安らぎのある快適環境づくりをする。 (4) 市民関与による自主的な環境づくりをする。 (1) 環境資源の総合的、計画的管理。 (2) 環境の目標、配慮指針、対応策などルールづくり。 (3) 環境資源の地域特性、資源情報の体系的整備。 <p>・新総合計画の中に位置づけ</p> <p>・環境管理計画の目的が達成されるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任において、より良い環境の保全と創造に努力する。</p> <p>・対象とする地域は、市内全域とし、昭和75年までとする。</p> <p>・計画策定後は、環境に係るローリング・システムが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域区分 (2) 環境の範囲 (3) 環境の目標 (4) 環境の配慮指針 (5) 土地利用調整の基本指針 (6) 環境管理計画のネーミング (7) 計画策定のスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の整備にあたっての市民の協力 ・市民レベルの情報の収集 ・自然災害の可能性や発生抑制対応 ・総合計画と環境管理計画との整合性 ・市民参加方策 ・情報の整備と情報公開 ・資源の持続的活用方法 ・利用者間の相互調整 ・市民、事業者、行政間の相互配慮 ・整備体制 ・環境目標と環境指針の明示 ・役割と責務の自覚 ・環境項目による地域区分方法 ・地域特性に応じた土地利用の誘導
地域情報ネットワーク研究部会	<p>単なる情報の移動供給など、情報主体の情報化ではなく、あくまでもヒューマン・コミュニケーションを補い、高める手段として検討していく。</p>	<p>人と人とが結ぶヒューマン・ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報ネットワークづくりの基本的視点 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信技術が発達していても、人と人との接触が重要である。 (2) 市民、企業、行政が共に情報ネットワーク化を進めていくことこそ最も重要である。 ・高度情報化プランの策定 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報政策に取り組むためには、行政範囲を越えた広域的なプランを策定する必要がある。 (2) ニューメディアの活用にあたっては、プライバシー、管理型社会への懸念などこれらへの対応が望まれる。 ・水と緑のインテリジェント・オフィスの設置を検討する ・高度情報化を推進していくためには生活者、地域社会、自治の立場から総合的な推進体制を作る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化政策を進めるための方策 ・社会的影響や変化への行政の対応策 ・行政の役割分担から対応課題の検討 ・情報公開との関連 ・設置の具体的研究（保養所の活用・第3セクターの設立） ・情報化推進体制の整備

懇話会等	基本方針	検討・研究事項	提言	課題と問題点など
<p>情報公開制度検討懇話会</p>		<p>情報公開および個人情報の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開は、市政を真に住民自治に立脚したものとするために不可欠な制度であり、逗子市はその実現に向け、早急に、積極的に取り組むべきである。 (1) 行政情報は基本的に市民共有の財産であるという認識に立って、原則公開されなければならない。 (2) 市民の立場から利用しやすい制度とすることが必要である。 (3) 市民の知る権利の保障を明確にするため、条例の制定が適当である。 ・個人に関する情報は、人間の尊厳にかかわる基本的人権であるので、情報公開制度の中でも最大限に保護されなければならない。 (1) 実際の制度運用にあたっては、「プライバシー」と「知る権利」との調整を慎重に行い、市民に迷惑が及ばないようにすることが必要である。 ・この提言は、「中間報告的」なものであるとの認識に立ち、今後も「情報公開及び個人情報の保護について」組織的な調査・研究が推進されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報についての保護の検討 ・請求者の範囲 ・対象となる情報の範囲 ・実施期間の範囲 ・救済制度 ・職員の情報公開に対する意識改革
<p>公共施設等市民利用検討懇話会</p>		<p>1 公共施設の利用開放</p> <p>(1) 本来の市民利用施設</p> <p>(2) 利用が限定されている施設</p> <p>(3) 他の目的の利用が考えられない施設</p> <p>2 公共施設の管理責任と市民への運営開放</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの施設は、市民の利用に供する事を本来的な目的にしたものであり、市民本位になっているものかどうか利用開放の基準を見直す必要がある。 ・その運営や機能を損わない範囲で利用開放のできる部分があるので、管理上の諸問題を解決し、市民のニーズを充足するよう努めるべきである。 ・これらの施設にグラウンド、会議室等がある場合、利用開放の方途を市民と共に考えていくことが望まれる。 ・公共施設である限り、管理の最終責任は行政庁にあるが、ボランティアなどに管理責任の一部を委託するなどの方法を考えるべきである。 ・緊急提言 (1) 市庁舎の利用開放について、逗子にふさわしい方法を考えるべきである。 (2) 利用開放されている公共施設についても、効率的な利用と利用手段の簡略化を図ること。 (3) 老人福祉センターなどの厨房の利用開放を検討し、実現すること。 (4) 「公共施設利用市民委員会」を常設し、市民の利用に対する苦情の調整解決を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な時間の延長、利用の効率化 ・複合的利用 ・公共施設管理の条例・規則の見直し ・管理経費の予算措置 ・室内利用 ・学校開放に伴う管理 ・特殊機能施設全体への影響 ・管理責任の委託の範囲 ・法令上の制約 ・利用資格、時間帯 ・制度的工夫 ・予約受け付け体制 ・運用方法

逗子市まちづくり懇話会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
相 磯 富士雄	東京学芸大学教育学部教授
小 林 重 敬	横浜国立大学工学部教授
佐 藤 孝 治	(社)神奈川県地方自治研究センター専任研究員
篠 原 修	東京大学農学部助教授
鈴 木 英 人	イラストレーター
高 橋 志保彦	高橋建築設計事務所代表取締役
武 内 和 彦	東京大学農学部助教授
田 村 明	法政大学法学部教授
中 村 實	横浜銀行産業文化財団事務局次長
長 島 孝 一	横浜国立大学工学部講師
長谷川 善 和	横浜国立大学教育学部教授
藤 原 一 繪	横浜国立大学環境科学センター助教授

敬称略・五十音順

逗子市まちづくり懇話会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の住みよい豊かなまちづくりを計画的に推進するにあたり、基本的な考え方や方策について幅広く意見を求めるため、逗子市まちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、まちづくりの基本となる政策的な課題を広範多岐に、また、総合的に研究協議し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
2 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(部会等)

第7条 懇話会に第2条に規定する課題の個別事項を調査、検討するため、必要に応

じて部会を設置するものとする。

- 2 部会は、それぞれ部会員15人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、懇話会の委員のうちから会長が推薦する者及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものによって構成する。
 - (1) 市民
 - (2) 市職員
- 4 部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会は、第1項に規定する個別事項の調査、検討を完了し、その結果を懇話会に報告したときをもって解散する。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、第5条第3項の規定は副部会長について、第6条の規定は部会の会議について準用する。

(資料の提出その他の協力等)

第8条 会長又は部会長は、特に必要と認めるときは、委員又は部会員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月7日から施行する。